

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件	四六八	○道路の区域を変更する件	四六八
○漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件二件	四六八	○公有水面埋立ての免許の変更について許可した件	四六八
○地籍調査の成果について認証した件	四六八	○公有水面埋立ての承認の変更について承認した件	四六九
		公 告	四六九
		○落札者を決定した件	四六九
		福島県収用委員会	四六九
		○公示による通知を行う件	四六九

## 告 示

### 福島県告示第四百六十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、小名浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤雄平 (水産課)

### 福島県告示第四百六十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人大平春登ほか一名からの平成二十一年六月二十五日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤雄平 (水産課)

### 福島県告示第四百六十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人矢吹正一ほか一名からの平成二十一年六月二十五日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤雄平 (水産課)

### 福島県告示第四百六十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、双葉郡葛尾村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称  
葛尾村
- 二 成果の名称  
双葉郡葛尾村大字野川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

### 福島県告示第四百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二十一年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	石川郡玉川村大字南須 三春石川 から 同 郡同 村大字南須 釜字千五沢一五九番一	変更前	一一・〇	二五一・〇
		変更後	二五・〇	二八〇・〇

地先まで

八一・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百七十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項に規定する公有水面埋立ての免許の変更について、次のとおり許可した。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 許可を受けた者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

名称 福島県

事務所の所在地 福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 佐藤 雄平

二 免許の年月日 平成十年一月二十二日

三 許可の年月日 平成二十一年七月十四日

四 変更事項

埋立地の用途ごとの規模

(変更前)

ふ頭用地 約二一・五ヘクタール

保管施設用地 約一八・九ヘクタール

緑地 約六・二ヘクタール

道路用地 約二・〇ヘクタール

(変更後)

ふ頭用地 約二四・四ヘクタール

保管施設用地 約一七・五ヘクタール

緑地 約五・五ヘクタール

道路用地 約一・二ヘクタール

(港湾課)

福島県告示第四百七十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第三項で準用する同法第十三条ノ二第一項に規定する公有水面埋立ての承認の変更について、次のとおり承認した。

平成二十一年七月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 承認を受けた者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

名称 国土交通省東北地方整備局

事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

代表者の氏名 国土交通省東北地方整備局長 岡田 光彦

- 二 承認の年月日 平成十八年二月十日
- 三 変更承認の年月日 平成二十一年七月十四日
- 四 変更事項

埋立地の用途及び規模

(変更前)

ふ頭用地 七三二平方メートル

緑地 六〇平方メートル

道路用地 六二平方メートル

(変更後)

ふ頭用地 八五四平方メートル

(港湾課)

公 告

公告第422号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク更新工事について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年7月28日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク更新工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額  
6,776,483,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年4月3日

(生活環境総務課)

## 福島県収用委員会

## 福島県収用委員会告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県土木部土木総室土木総務課用地室）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年七月二十八日

福島県収用委員会

会長 渡邊 健 壽

## 一 書類の名称

裁決申請に係る審理の期日及び場所を記載した平成二十一年七月二十一日付けの通知書

## 二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
石松茂	不明（ただし、住民票上の最終住所 千葉県千葉市花見川区幕張本郷二丁目三九番一六号（平成一九年二月一五日職権消除）
石井眞子	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州アルバレスマッシュャド市）
半谷眞信	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル）
橘喜美子	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州）
半谷琴子	不明
高野隆助	不明
松崎嘉子	不明（ただし、住民票上の住所 千葉県柏市豊町二丁目三番一八―七〇五号）
菊池謙祐	不明（ただし、住民票上の最終住所 千葉県市川市大和田五丁目一番六号（仙花荘二〇三号）（平成一五年二月二八日職権消除）

吉田竹彦

不明（ただし、住民票上の住所 山形県山形市鈴川町二丁目一番八号）

## 三 その他

前記通知書を受領しないときは、平成二十二年八月十八日をもって通知があったものとみなされます。